

給付年金コーナー

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。なお、次の支給要件に該当しない場合は支給されません。

老齢年金を受給されている方

■以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①65歳以上の老齢基礎年金受給者
- ②前年の所得等が約88万円以下
- ③世帯全員が市町村民税非課税

障害年金を受給されている方

■以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①障害基礎年金受給者
- ②前年の所得が約472万円以下

遺族年金を受給されている方

■以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①遺族基礎年金受給者
- ②前年の所得が約472万円以下

ご不明な点がございましたら、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165
秩父年金事務所 ☎27・6560

令和5年11月1日より 国税相談専用ダイヤルを導入します

国税に関する電話相談については、現在、全国の国税局に設置している電話相談センターで対応していますが、国税庁では、令和5年11月1日より納税者の利便性の向上を図るため、税務署の代表電話番号を介さず全国一律の電話番号で電話相談センターに直接つながる「国税相談専用ダイヤル」(0570・00・5901)を導入します。

利用時間は平日午前8:30から午後5時までで、各国税局(所)の電話相談センターへ直接入電されます。

なお、税務署にご用の際は、従来どおり税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

11月30日は 「年金の日」です!!

ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ
(ねんきんネット)

🌐https://www.nenkin.go.jp/n_net/



11月の納期

- 国民健康保険税普通徴収(第5期分)
- 後期高齢者医療保険料普通徴収(第5期分)
- 介護保険料普通徴収(第5期分)

納期限は11月30日(休)です。口座振替の場合は11月27日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
介護保険料 福祉介護課介護包括ケア担当 内線143